

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第4号	受理年月日	令和2年11月27日
請願の件名	<p>高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願</p> <p>(要旨) 高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願</p> <p>(理由) 学校単位で授業の一環として行われる演劇鑑賞教室の全国的な傾向は、鑑賞予算を確保出来る学校と、困難な学校と二極化が進行し、「授業時間確保」の問題も絡み、全体として減少しています。公益社団法人日本劇団協議会（以下劇団協議会）正会員による高校公演数の推移を見ると1980年代後半に年間1,460公演を超えていましたが2018年には3分の1以下の441公演にまで減少しています。</p> <p>都道府県別の演劇実施校の公演数ランキングを見てみると宮崎県は上位10位内（2014～2017年）では2016年に鑑賞校19校（10公演）で7位に入っていますが、この他の年ではランク外になっています。またみやざき文化振興ビジョンでは、「多くの県民が子どもの文化体験の充実を期待する一方で、学校における文化芸術に触れる機会が不足しています」と「成果と課題」の「主な課題」（P11）のなかで指摘されています。</p> <p>学校での演劇鑑賞は終戦の翌年1946年から始まりました。後に青少年期に演劇を鑑賞することは教育の目的である「人格の形成」をより豊かにしていく機会として教育の場でも認識され、他の芸術分野に先んじて全国の学校に広がったという歴史があります。</p> <p>演劇鑑賞教室の困難さは年々益していますが、しかし「総合芸術」と言われる演劇が今の教育に果たしている役割はそれと逆に高まっているということを公演当日の様々な反応や送られてくる感想で実感しています。</p> <p>今回、高校における演劇鑑賞教室に拘る訳は、小学校・中学校は文化庁「文化芸術による子供育成総合事業」によって一定程度その鑑賞と体験が保障され、県内の小中学校・特別支援学校でも本事業による芸術鑑賞・体験を実施されています。ところが高校</p>		

はこの事業の対象外となり、支援の手がほとんどないのが実態なのです。そこで劇団協議会では、全国の都道府県に向けて高校の演劇鑑賞教室への支援を求めていく活動を始めています。

本請願は、みやざき文化芸術ビジョンの理念をより豊かに具体化していく方向でもあるかと思います。この支援要請は他に「文化芸術基本法」「子どもの権利条約」「1999年ユネスコ第30回総会事務局長アピール」に基づいています。

ついては

- 1、県内の高等学校が演劇鑑賞教室を開催出来るように支援をしていただきたい。
 - 2、各市町村による青少年対象の文化芸術活動充実に向け、一層の支援をしていただきたい。
- 以上、二点要望します。

紹介議員

井本 英雄 日高 陽一